2026 年 11 月 11 日
北陸電力送配電株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
（最終保障供給約款以外の供給条件）

当社は，このたび，電気事業法第 20 条第２項ただし書の規定により申請を行った最終保障供給特例承認申請書（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において，消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので，電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，別表（燃料費調整）１(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で四捨五入し，別表（燃料費調整）２に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

(1)　別表（燃料費調整）１(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2027 年１月１日から 2027 年１月 31 日までの期間		2027 年２月１日から 2027 年３月 31 日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
１キロワット時につき	0.50	0.05	2.30	0.21

(2)　別表（燃料費調整）２に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円　銭厘	円　銭厘
１キロワット時につき	0.157	0.014